



正義の理論と地球社会

蓮沼, 啓介

(Citation)

神戸法學雑誌, 60(1):280-312

(Issue Date)

2010-06

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81004903>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81004903>



正義の理論と地球社会

蓮 沼 啓 介

1. 正義はどのように発見されるのか？

紛争の認識形成力がその原動力になる。双方の言い分が険しく対立すると、やがて自分の信念を自覚することになり勝ちである。なぜかと言えば、身勝手な言い分から尤もな言い分への発展深化が起りやすいからである。紛争はそうした信念を自覚する機会になりやすいと言えよう。無数の紛争を介して様々な原則の自覚や発見が重ねられることになる。

こうして自覚され、発見されたバラバラの原則を取り纏めて、正義の理論を作るのは法学者の任務である。正義の理論を作り上げる構成原理は、何か。正義の理論が服すべき制約とは何か。それは規範合理性である。法学者は規範合理性を導きの糸として正義の理論を構成する。規範合理性とは、それではどのような思考作用か。規範合理性は、ひとまず、① 規範に行動や態度が適合しているか否かを判定する規範適合性判断と、② 大方の行動が規範に適合している場合に規範はその目的実現に適合的かを判定する目的合理性判断と、③ 規範に大方の行動や態度が適合することになるか否かを判定する規範価値判断とから構成される、と言えよう。規範価値判断は、更に、(i) 実効性を担保する装置の性能についての技術的判断と、(ii) 規範が実現を目指す目的に体现された理想についての正当性判断に分析される。この正当性判断は自分を含む大勢の人々にどれほどの確信を生み出すかを予測する見積りの判断である。紛争を通して発見される原則には様々な原則があり、その相互の関係は時

に不透明である。互いに排除しあうことや、両立が困難なことも稀ではない。従って、法学者によって、原則の選択の仕方に違いが生じることになるし、また規範合理性を構成する判断には見積もりの局面が含まれていて、個人差が避けがたく発生する。かくて、複数の正義の理論が成立し、並立した形で提出されることになりやすい。

ところで、その優劣はどのようにして決せられるのであろうか。ここに市民の役割があり、その出番がある。正義の担い手たちには、自由人と職業人がいる。自発的に正義を担う自由人のほかに、職業として正義を担う人々もいる。職業としての正義の担い手とは誰か。それは法律の専門家たちである。専門家たちが実現すべき正義はどれか。法学者の提出する正義についての複数の理論の中から、これを見定めるのは市民の役割である。この正義に照らして、専門家の活動を監視しながら、時に協力を惜しまない。それが普通の市民の平均像である。それ故、正義の理論家は、頑固では有り得ても、独善家では済まない。つまり一人よがりでは駄目ということになる。正義の理論家は、思想や理論の自由競争を信奉する者とならざるを得ない。正義の理論を構築する法学者は、必ずや、自分なりの正義の理論を市民および批判的な市民の最大の候補生である法学部生の前に提出することになる。

2. アリストテレスの正義論

20世紀を代表するロールズの正義論を取り上げる前に、正義の種類に目を通し、更にアリストテレスの正義論を点検して置く。

正義の種類

公明正大＝公正

私利私欲を挟まないこと。

反対は身びいき。自分の利益を自分勝手に優先する。

その結果、自分が当事者である事案の裁判官には誰もなれないことになる。

転じては、特定の利益グループに片寄らないこと

補助的には特定の利益グループとの関係をすっかり明るみに出して、疑惑を招かないことにも及ぶ。

公平

どちらの側にも肩入れせず、片寄らない態度を普通公平な態度と言う。どちらかの／誰かの肩を持つのは公平でない公平を欠くやり方である。公平は仲介者の徳目と言えよう。反対は最良⁽¹⁾することである。

形式的な正義（これは事物に対して公平な態度を保つことと言えよう）

同じ様な事例は同じ様に扱うという原則（形式的な正義）

貴人であれ賤民であれ、人による特別扱いを排除する原則である。

その裏側として「各人に彼のものを」という原則がある。これは、権利の源流である分け前を受け取る資格を定める原則である。この資格は資格ある者の間では対等かつ均等であるところに特色がある。

-
- (1) 世代間の公平について。資格をもつ世代をどうやって確定するかという肝心の問題が見過ざされている模様である。個人は分離した存在であるのに対して、世代は連続量であるため、どの世代も「同じ様な事例」に該当するか、簡単には決められない。実際に問題とされているのは、先行世代から相続の形で受け継いだ遺産のうち、後続世代に引き渡すべき部分はどれだけかを決定する世代内部の議論に過ぎない。自然環境についても、自分たちの世代が引き起こした破壊のうちの程度の部分を回復して後続世代に引き渡すべきかという世代内部の議論に過ぎない。この問題については後続世代には選択権はない。

これとは別に、先行世代が行おうとしている自然破壊に対して、それを予防するために行う差し止め訴訟に当たる実力行使は認められると考えられる。この差し止め訴訟は集団訴訟の一種であるから、自分の属する世代の集団としての利益や、まだ生まれていない子や孫の利益をも代表することが出来ると考えらる。子孫のための差し止め訴訟は可能であるという結論に至る。

実質的な正義

その例 アリストテレスの正義論⁽²⁾

『ニコマコス倫理学』第五巻では、*dikaiosynē*と呼ばれるある種の精神状態ないし性格特性の分析が試みられている。*dikaiosynē*とは人々に正しい事柄を実行させる状態であり、更に言えば正しい事柄の実行を願うようにさせる状態のことだとアリストテレスは説明している。

正しい行為には二種類あると彼は指摘する。*nomos* という都市国家の法慣習を順守することが一方の正しい行為である。国の基本法や良き仕来りをきちんと守り果たすことと言ってもいい。良き市民であることが正義の人ということになる。

もう一つの正しい行為は、欲張りや貪欲ではないことである。自己卑下や遠慮し過ぎでもないことである。平均がとれバランスのいい人が正義の人ということになる。欲張って人の分まで何かを貪り取ることは、正しくない・間違った行為であるからである。また卑屈になり過ぎて、自分の分を受け取らないひとは、結局、誰かに貪欲な行為をさせることになるので、やはり、正しくない・間違った行為であるとギリシャびとは考え、そう言葉で呼んだ、と彼アリスは分析したわけである。不正は取り過ぎであり、取られ過ぎのことである。

こうした貪欲による不正には更に二種類あることが指摘される。交換の正義に合わない不正と分配の正義に合わない不正の二種類である。

交換の正義 これはいわば市場の正義のことである。

取引や損害賠償が正しく行われること。取引で交換される物の値打ちが秤にかければ釣り合っていること。損害と賠償の値打ちが秤にかければ釣り合っていることを意味するわけである。値打ちが釣り合っていない事態が不正な事態であり、不正な事態をもたらす行為は不正な行為ということになる。その釣合いを回復させることが正しい行為であり、正義ということにほかならない。

(2) 加藤新平『法哲学概論』441～445頁

分配の正義 こちらは都市国家の正義と言えよう。

都市国家の内部において財貨の分配が正しく行われることをも意味しているわけである。

人の値打ちに「比例」して財貨が分配された状態のことであると彼アリスは言う。つまりこちらは公共の財や共通の善き物を分配する際に規準となる正義であるということである。

3. John Rawls の正義論

現代における標準的な正義の理論である Rawls, John の正義の理論は、基本的自由の優先と、職業選択の自由と機会の均等の保証を組み合わせた原則を、正義の原則と見定めるものである⁽³⁾。

Rawls の理論の真新しさは、落差の原理という考え方を新たに提唱したところにある。

落差の原理とは、待遇の落差は、最底辺層の待遇を長期的に見て改善するために必要かつ有効である範囲でのみ、認められるという考え方である⁽⁴⁾。この考え方は、基本的自由の優先や就職機会の均等という原則を何ら変更するものではないが、待遇の落差の解消という方針に例外を付するものである。例えば待遇面で他より恵まれた職業や地位が実際にはどこにもあるが、こうした地位に基づく待遇の落差は、財貨の均等な分配という原則に違反した事態である。Rawls はこうした事態に見られる待遇の落差は、こうした落差を容認した方が、長い目で見れば、最底辺層の生活水準や待遇を改善する効果がある場合には、あった方が良いという考えを打ち出した。社会的待遇の落差を、正しいものと正しいとは言えないものに区別する規準を設定したと言うことでもある。

(3) Rawls, John, A Theory of Justice 1971 p. 60ff.

(4) 同 p62

Rawls の論法を極く簡単に見て置こう。

Rawls はまず原初状態 Original position における架空の憲法制定会議を設定して、そこで憲法起草に先立ってどのような基本原則が選択されるかを思考実験⁽⁵⁾して見せる。基本原則の候補は次のものである。

1. Rawls の原則。これは Rawls の唱える二原則からなる正義である。
2. 利益計算の原則
3. 直観による正義
4. 自分勝手（或いは身勝手）の原則
5. 折衷的な正義

このうち、全員の合意を形成できる候補として、まず 1 と 2 が選ばれ、2 は更に次の二つの原則に区分される。

1. Rawls の原則
 - 2-a. 古典的な功利主義の原則すなわち最大多数の最大幸福の原則
 - 2-b. 平均的な功利最大の原則

次に原初状態 Original position における原則の選択を導く条件が設定される。まず単一の政治社会の基本的構造つまり基本権と基本義務の組み合わせを確定することを目的とし、そうした操作を導く原則の選択を行うことが明示される。その政治社会は同一の言葉を話す無数の社会集団に分かれているという想定が行われ、それぞれの集団から代表となる個人が架空の憲法制定会議に参加するとされる。ここで参加者は一般的な知識つまり自然の知識や社会常識は持っているものの、自分が政治社会の内のどの集団の成員であるか、言い換えれば、どの集団に所属するかという点については無知であるという面白い設定が行われる。自分の抱く信念や価値観について一種の目隠しが行われるわけである。こうした条件を設定すると、特殊利益の擁護や既得権益の防衛がほぼ不

(5) 同 p124.

可能になる。別の言葉で言えば、自分がどの集団に所属していても自分に余り不利な、損な、或いは不都合な結果が生じない様に、全ての集団の利益や權益に均等の考慮をめぐらすことになりやすいというわけである。

こうした条件のもとで正義の原則を選択すれば、Rawls の原則が選択される筈である。これが Rawls の結論である。議論の核心は、最大多数の最大幸福という古典的な功利主義の原則では、少数の集団だけが差別されて、極端に劣悪な境遇に置かれ、ひどく不利な待遇を受け続けても、他の圧倒的多数の幸福が増進されれば、それでも正義には適うという結論が出るという点に向けられる。こうした結論はどこかおかしいのではないか。差別を受ける少数集団の立場に、誰もが一度は立って、正義の原則について思索をめぐらすことにすれば、こうした劣悪な立場に置かれた集団の待遇が少しずつにせよ、改善され向上するのでない限り、財貨の配分が正しく行われる社会とは言えないという結論に至るに違いない。これが Rawls の主張の要点である。⁽⁶⁾

Rawls の二原則を次に引用して置く。⁽⁷⁾

First Principle

Each Person is to have an equal right to the most extensive total system of equal basic liberties compatible with a similar system of liberty for all.

Second Principle

Social and economic inequalities are to be arranged so that they are both:

(6) 阪神淡路大震災を例に取ればこういうことになる。大事な家族や貴重な財産を失い、今も避難所や仮設住宅に暮らす被災者のことは忘れてしまい、ほかの人々の幸福が増大すれば、それで正義にかなう社会であるといった結論はどこかおかしいのではないか。被災者の生活がすこしずつでも改善されていくのでなければ、正しい社会とは言えない。定職にある人々は就職機会の面で優遇されているのであるから、こうした優遇はあくまでも被災者を始とする恵まれない待遇にいる人々の境遇を長い目で見て、改善する効果を持つので無ければ正しいものとは認められない、という結論になる。

(7) Rawls. 前掲、p302.

- (a) to the greatest benefit of the least advantaged, consistent with the just savings principle, and
- (b) attached to offices and positions open to all under conditions of fair equality of opportunity.

原則の適用の順序を定める二つの優先順位のルールがある。

その一。基本的な自由の優先は絶対であり、貨財の均等な分配を定める第二原則を根拠に制限することは出来ない。自由の制限は総体としての自由の拡大に寄与するか、制限を受ける本人自らが受け入れる場合のみに、厳格に、限定されるわけである。

その二。貨財の均等な分配の原則は、効率の原則によって、制限されてはならないし、就職機会の均等の原則は、落差の原理によって、制限されてはならない。従って、就職機会の不平等が認められるのは、就職の機会に恵まれない者にその機会を増やす場合に限られるし、高い貯蓄率が認められるのは苦勞して貯蓄をする人々の負担を軽減する場合のみに限られる、という帰結に至るわけである。

Rawls の理論は、反省により理論と人々の抱く信念との均衡点を見いだすという手法に立って構築されている。それ故、基本的には、米国人の多数の信念の近似値として設定されることになる。言い換えれば、米国の政治社会を出発点にして、それを理想に一步近づけた形に再構成するという意図に貫かれていると言えよう。個人の生まれつきの才能を本人だけの財産とは見なさずに、能力の社会への還元を正しいとする主張を含む立場である。

4. ロールズ批判の系譜

法律家の批判。自由の相剋についての考察が不足している。

個人の自由を拡大すると普通他人の自由を制限することに行き着く。自分の自由が拡大するだけでなく、他人の自由も拡大する場合には、結果として自分

の行動に制約が発生する。差し引きで考えない限り自由の拡大が好ましいかどうかは判断出来ない。自由はそう簡単には増やせない。自由を増やす方がいいのかは簡単には決められない。

また基本的な自由の間に優先順位を設ける規準が全く欠けていて、最大限の自由という経済効率の比喩が使われている。効用と違って自由の総量は一次関数や順序列をなすものではない。第二の定言命法とそれを定着させた社交の公理の活用が問題解決の鍵をなす。

意志決定理論からの批判。

ロールズの言うマクシミン原理、すなわち可能な選択肢のうち最悪事態が一番ましである選択肢を選択することが合理的であるとする選択行動は、平均人にとっては合理的な選択ではない。ロールズの決定原理は底辺人のものである。平均人にとっては平均的な効用を最大にする選択肢を選ぶことが合理的な選択である。無知のヴェールがあっても、底辺人が少数者である場合には、自分が平均人である確率は高く、これに比べて自分が底辺人である確率は極めて低い。とすれば、自分は平均人であるという推計により、平均的な効用最大の原理を選ぶことが合理的という結論に至る。ロールズは底辺人に同情して底辺人の観点に立った合理的な選択を行っているものであり、この同情の基底にある道徳的な直観を理論に表明出来ていないだけのことである。

個性尊重論からの批判。

個人の独自性や掛け替えのなさが軽視されている。内省中心の判断論に止まっていて、異なった個性のぶつかり合うコミュニケーションの次元が理論の内部に取り込まれてはいない。

個性尊重論からの批判を補足する。ロールズ理論には理論的な欠陥がある。無知のヴェールを被せることで、個人の独自性が理論の視野から消え去ってしまう。個人の独自性の代わりに人間の常識を取り込んだ理論であり、米国民の持つ良識がその中身をなす。これでは米国の常識を越えられない。

超越論的な形式のみを共有するということまで無知のヴェールを深めない限り、この欠陥は克服できない。本人ではなくて代言人に選択を委ねればこうした条件を満たすことができる。第二の定言命法とそれを定着させた社交の公理の活用が問題解決の鍵をなす。

6. Jürgen Habermas の Rawls 批判

合理的な選択の結論という当初の立論を放棄したロールズは、道徳的な直観に依拠することとなる。Rawls の理論は、反省により理論と人々の抱く信念との均衡点を見いだすという手法に立って構築されている。それ故、基本的には、米国人の多数の信念の近似値として設定されることになる。言い換えれば、米国の政治社会を出発点にして、それを理想に一步近づけた形に再構成するという意図に貫かれていると言えよう。

ハーバーマス理論に簡単な解説を加えて置く。

Habermas 理論の眼目はどこにあるのか。Habermas 理論は近代批判の社会理論である。近代社会では目的合理性が尊重され、会社や官庁では目的合理性が過度に追求される。こうした近代社会の傾向に抵抗して、目的合理性の支配や暴走に対して歯止めをかけることは可能か。Max Weber が運命として甘受するのほかはないとした歴史の傾向に対して、Habermas は異論を唱える。ヨーロッパの精神的な伝統の中に別の合理性を探し求めて行く。規範的な合意への着目にその独自性が認められる。Habermas の解答は規範的な合意を大切にするというものである。規範的な合意とは規範について合意に達することである。合意は単なる意見の一致にとどまるものではなくて、基本的に同じ根拠の確認に基づいて同一の意見を受け入れているということである。根拠について普通は暗黙の前提という形で受け入れが行われているわけであるが、意見の不一致が顕在する時には自覚的な考慮を経て同一の根拠が確認されるということになる。

こうした規範的な合意が形成されれば、社会生活において単なる利害関心を越えた形での行為調整が図れる。利害関係による行為の調整とは別に規範による行為の調整が可能となるという。こうすれば市場による取引とは別のやり方で生活世界に秩序をもたらすことが可能となる。

規範的な合意を成立させるにはそれではどうすればいいのか。規範的な合意を達成するのに適合した事柄を探求するという課題がこうして登場してくることとなる。Habermas は規範的な合意の形成を目指す行為をコミュニケーション的な行為と呼び、規範的な合意の達成に適合した事柄のことをコミュニケーション的な合理性と呼んでいる。(対話的な合理性と訳す人もいる)。コミュニケーションという言葉は普通には意思疎通とか情報交換とか日常会話とかいう意味に用いられる言葉であるが、Habermas はこの語をやや違った意味に用いているわけである。

戦略的な行為とコミュニケーション的な行為の対照が手掛かりとなる。

Habermas は Austin, J.L. の立てた表語内行為と表語媒介行為の区別を出発地点に取り、結果指向的な発話と効力指向的な発話をまず区別している。表語内行為は表語内の力の発揮を指向する行為であると言えよう。これとは対照的に、表語媒介行為は発話に後続する結果の実現を指向する行為であるということになる。その上で結果の実現を目的とする発話を戦略的な発話行為と捉え、これに対して効力指向的な発話を了解指向的なコミュニケーション的な発話行為であると位置づける。表語内行為は公然と行うことが普通であるのに対して、表語媒介行為はその意図つまり狙いを秘したり隠したりすることが普通であるという顕著な違いが認められる。表語媒介行為を行う話し手の意図は推測によってしか知り得ない。普通意図を言葉で一々明らかにしたりはしないものである。こちらの意図を明言せずに隠した方が相手を巧く操ることができることも多い。

戦略的な行為は一方的な働きかけになりやすいのに対して、了解を達成する発話行為では色々な論点を包み隠さずに言葉に言い表すことが必要となる。規範に関する了解である規範的な合意を達成する条件はそれではどのようなもの

であろうか。Habermas はこうした条件のことをコミュニケーション的な合理性と名付けている。

戦略的な行為では目的合理性が尊重されることになる。

それではコミュニケーション的な合理性とはどのような事柄なのであろうか。

7. 規範的な合意の可能性

妥当請求の受け入れを円滑に促進することによって規範的な合意は達成される。とすれば、妥当請求の受け入れを円滑にする条件を探れば、コミュニケーション的な合理性の具体的な内容が解明されるはずである。Habermas はこう考えを進めて行く。

妥当請求とは何か。

Habermas 1988 では、「私はYに金をいくらか与える」という例文を挙げて、妥当請求とその受け入れという論点の説明を行っている。(P96)。

(3) S : 私は、Yに金をいくらか与えるだろう、と君に約束する。

(4) S : 私は、Yに金をいくらか与える、と君に打ち明ける。

(5) S : 私は、X (=話し手) がYに金をいくらか与えるだろう、と君に予言することができる。

約束・告白・予言と言う発話行為に対して、聞き手はそれぞれ次のような否定的な返答を行う事ができる。

(3*) H : いや、そうしたことにに関して君は信頼できたためしがない。

(4*) H : いや、君は私を惑わそうとしているにすぎない。

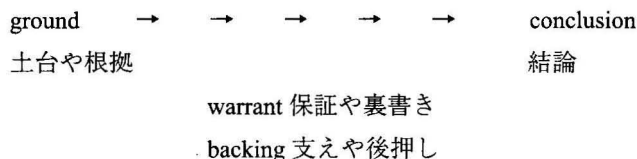
(5*) H : いや、君は一銭も持っていない。

Habermas は (3*) (4*) (5*) から逆に「話し手は、(3) では義務を果たすという規範的要求を掲げ、(4) では・・・主観的誠実性への要求を掲げ、(5) では命題的真理への要求を掲げている」ことが分かると主張する。

コミュニケーション的行為の理論を見て置く。コミュニケーションの合理性の探求がその要である。妥当請求は普通暗黙の内に受け入れられる。一々異議なしと断ったりはしないものである。逆に妥当請求が受け入れられないのは聞き手である相手が異論を有しているからである。異論が撥ね反って来た場合には、規範的な合意は成立しないことになる。こうした場合に更に規範的な合意を推し進めるには何が必要なのか。討議であると Habermas は答える。異論のある点だけに的を絞った補助的な話し合いが行われることが多い。こうした補助的な話し合いのことを討議 Diskurs と呼ぶ。

補助的な話し合いでは、異論の点検だけを主題とすることが試みられ、論拠 Argument に基づいて、意見の不一致を克服することが目指される。補助的な話し合いである討議ないし議論が巧く行き、異論が解消して規範的な合意が達成されるにはどのような形で討議が行われることが望ましいのか。更に Habermas の探求は続く。理想的なコミュニケーション状況が成立していれば、討議ないし議論は円滑に進み、異論の根拠について詳しい精査が行われる結果、意見は一致しやすくなる。個人的な利害や偏見や感情的な対立から解放された議論が理想の議論であるということになる。時間もたっぷりかけてお互いに完全に得心がいくまで語り合うことになる。どのような主張に対しても批判が可能であるということは別の観点から言えばどのような主張も改善が可能であるということにもなる。誤りから学ぶことができるということである。自分だけではなかなか気づかない間違いから解放される。そこから学習ができるということは道理に適ったことである。論拠の点検を介して、自らの誤りや一面性を発見し克服することを純粋な動機として、こうした討議や議論が行われることになる。

トゥールミンの図式が参考になる。論拠の論理構造を示す図式である。発話行為の間に成立する演繹的ではない関連を示す図式ということになる。



保証と支えは帰納法や普遍化法により架橋される。支えや後押しは個別の記述からなるが、こうした個別の記述を積み上げて自然現象についての仮説や人格世界の規範を導き出すには帰納法や普遍化法が必要となる。普遍化法は例外なく全ての事例に当てはまるかどうかを調べる操作である。こうした帰納法や普遍化法により仮説の真理性や規範の正当性を産出することになる。こうした普遍化法により取り出された規範を保証として、根拠から結論を引き出す操作をお互いに行うことにより規範的な合意は達成されるわけである。規範的な合意は掛け値なしの本物の合意なのである。

討議においてその普遍性が試されるのは、事実命題の真理性と道徳的な行為規範の正当性と言語表現の規則適合性の三つであり、それぞれに応じて理論的な討議、実践的な討議、解明的な討議という三種類の討議形式が現れることとなる。主観的な誠実性については討議には馴染まず、本人のその後の行動を追跡する形でしか審査する術は有り得ない。

theoretischer Diskurs, praktischer D., explikativer D. の三つである。

討議ないし議論は日常言語や一定の記号の体系という同一の言葉を用いて行うことが必要である。異なった日常言語や記号の使用についてはどちらが優れているのかを判定するための特別の討議が必要となる。これが解明的な討議である。

「論拠が持つ合意獲得力」とは「より優れた論拠という独自の意味で強制ではない強制」である。議論の力だけに基づいて論拠を受け入れたり拒否したりするという事にほかならない。

理想的な発話状況の特質を次に点検する。

理想的な発話状況とは「コミュニケーションが外部からの偶然的な作用によって妨げられないだけでなく、コミュニケーションの構造それ自体から生ずる強制によっても妨げられない発話状況」である。そして「コミュニケーションの構造から強制が生じないのは、発話行為を選択・遂行する機会が討議の参加者すべてに対称的に配分されている場合だけである」。

こうした「一般的な対称性の要請」から次の条件が導出されることになる。

- ① いつでも討議に参加する用意があること。
- ② 誤りがあればそれを訂正する用意と意欲があること。
- ③ お互いに誠実性を示し合う用意があること。
- ④ 円満に成立した発話行為の効力を受け入れる用意があること。

こうした一般的な対称性の条件は「いやしくも論証に加わろうと思っている限り、能力を具えた話し手の誰もが、十分に充たされていると前提しなければならない」ものである。「発話行為を遂行する場合に、われわれは、反事実に、理想的発話状況が単にフィクションではなくてあたかも現実であるかのごとくにふるまっているのである」。理想的な発話状況はそれゆえ「討議において不可避な相互に行われる想定 *Unterstellung* であり、コミュニケーションの過程で実際に作用しているフィクション」である。

理想的なコミュニケーション状況はそもそも可能であろうか。学術的な論議においてはそうした理想状況に極めて近い形で現に議論が行われている。議論のための倫理である討議倫理というものがある、この倫理を完全に守れば理想的な議論を行うことは十分に可能である。こうした討議倫理に従って行えば、討議は円滑に進行し、異論はやがて克服されて、合意に到達することができる。コミュニケーション的な合理性とは、討議を活用することであるし、討議倫理を活用することもある。

理想的な発話状況や討議倫理は実在する事態ではない。それは仮説され想定されるだけのものに過ぎない。それは事実とは異なるフィクションに過ぎない。実際の議論には時間の制約を初めとする様々の制約が見られるからである。とはいえ議論に参加するものであれば理想的な発話状況や討議倫理を必ず

前提として想定しているはずであるし、「将来に実現されるべき生活形式」であると Habermas は考えるわけである。

8. コミュニケーション的理性の批判

ハーバーマスの理論の難点はどこにあるのか。

妥当請求の発見にハーバーマスの最大の寄与がある。うち真理性と正当性という妥当請求は基本的には正しいが、自己表現に関わる妥当請求を誠実性の要求とするのは間違いである。これはキリスト教道德の密かな持ち込みに過ぎず、中世ヨーロッパの理想を何の根拠も示すことなく、人類社会に拡大適用するものにほかならない。

ハーバーマスの議論は愛やエロティックに傾斜し過ぎている。自己表現の典型は愛情の告白ではなくて、日常の挨拶や発話である。自己表現が追求する目標は人目に立つことである。言い換えれば目立つことであり、有名になることである。

自己表現に係る妥当請求は誠実性ではなくて、適切性である。

真偽値。正答値。合格値。これが妥当請求の内容である。

ここで三世界論を並べて対照しておく。⁽⁸⁾

	G. E. ムーア	カールポパー	J. ハーバーマス	K. ハスヌマ
第一世界	物質の世界	自然の世界	客観的な世界	自然界
第二世界	精神の世界	内面の世界	主観的な世界	人心界
第三世界	概念の世界	作品の世界	相互人格的な世界	人間界

つづいてハーバーマスと筆者の立場を表の形に示す。

(8) 三世界論は、実在する世界は物質の世界と心情の世界だけであるとする近代西洋に根強く広がっている二世界論に対して、第三の世界が存在していることを主張する新しい存在論つまり、新しい存在了解を説く理論である。

妥当請求の種類

	J. ハーバーマス	K. ハスヌマ	
客観的な世界	真理性	真偽性	true-ness
相互人格的な世界	正当性	正答性	right-ness
主観的な世界	誠実性	合格性 (適切性)	happy-ness
妥当請求の水準	普遍的な妥当	三種類の妥当	
		普遍/標準/模範	

世俗的な追求価値

	J. ハーバーマス	K. ハスヌマ
客観的な世界	money (経済)	money (経済)
相互人格的な世界	power (政治)	power (政治)
主観的な世界	love (恋愛)	fame (芸能)

ハーバーマスがこうした誤謬に陥る理由は明白である。人類の共通語を選択する理論がハーバーマスには完璧に欠落しているからである。ドイツ語の書物は英米語の書物に対する根本からの批判を投げかけるには適当であるが、その批判の射程は欧米語の世界の内部に限定される。ドイツ語を日本語に翻訳することは容易であるが、日本語をドイツ語に翻訳することは容易ではない。用意が欠けているからである。従って、ドイツ語の書物と日本語の書物の間にはコミュニケーションはそもそも、成立しない。コミュニケーションの成立する条件である対称性が欠如しているからである。英米語の書物を全人類の規模で根本的に批判するにはドイツ語で書いても無駄であり、日本語で書くより外に術(スベ)はない。日本語で書いた書物をドイツ語の自然習得者がドイツ語に翻訳するか、英米語の自然習得者が英米語に翻訳するしか根本的な批判は成り立たないからである。

それゆえ、理想的な発話状況の想定は現実の合意に伴う歪みを点検し審査す

る規準には使えるものの、将来目標と言えるかどうかには疑問が残ることとなる。キリスト教道徳を議論に当てはめただけのものであり、外部世界への適用には限界が発生するからである。先に掲げた③と④の要請がキリスト教的なものである。全人類の規模に当てはめるには「一般的な対称性の要請」から導出される条件は次の様に修正されることになる。

- ① 時間に余裕があればいつでも討議に参加する用意があること。
- ② 誤りがあればそれを訂正する用意と意欲があること。
- ③ お互いに適切性を示し合う用意があること。
- ④ 円満に成立した発話行為の効力を受け入れるかどうかを熟慮する用意があること。

普遍的な妥当を目指すハーバーマスの理論では理論への負荷が過重になる。理想的な対話状況の持ち込みが試みられる。実際には理想的な対話状況は反省の鏡には用いられるものの、コミュニケーションの現場で使われる規準は現実的な対話状況に対応した現実的な議論の論理である。標準と異端。標準には異端が付き物である。少数派の主張の周辺的な残存。決定手続きにおける採決や委任の効用を軽視できない。留保つきである。周辺的な意見の特質。異端への寛容と少数派の遠慮の共存に日本の知恵がある。礼儀と遠慮を弁えた人々だけを移民として受け入れることが適切である。礼儀も遠慮も弁えない人は日本列島には要らない。

普遍的な妥当を目指すハーバーマスの理論には実は権力への固執が残存している。ハーバーマス理論のジャコバン性と呼んで置こう。⁽⁹⁾ 民衆性は素朴な形態

(9) ハーバーマスの理論に見られる難点。目的合理性の過剰に有効な歯止めをかけられるものの、了解合理性の過剰期待という別の困難が発生する。

コミュニケーション的行為は伝統的な規範の根拠を揺さぶり、根拠を根掘り葉掘り点検することで、却ってその力を削ぐ傾向にある。こうして実際には不合法のリスクが増大する。不合法に対しては法制化により対応せざるを得ない。かくて法律家集団内部における規範的な合意は可能かという新しい問題が発生する。更に法律家と市民の間の規範的な合意は可能か。ここでの不合法はもはや法

を採用する。

Masterpiece 大作から Table Philosophy 表の哲学へという発展が求められる。
対話は表の形式に要約される。

ハーバーマス理論からするロールズ批判の論拠を点検する。

ハーバーマスは規範的な合意の形成に正義の保証を見出して行く。ロールズのような内省による判断では、実際には合意には到達しない。少なくともロールズの原則に関して規範的な合意が成立する歴史的な道筋を歴史の理論により解明しない限り、ロールズの原則は無力かつ無効である。合理的な選択の理論では規範的な合意はそもそも達成できないから、精々目的合理的な均衡が達成されるに過ぎない。また道徳的な直観による場合には、アメリカ市民の市民道徳がどのように規範的な合意を形成するのか、道筋を示すことが必要である。

実際にはロールズの原則は論争の渦に巻き込まれている。

ハーバーマスはヨーロッパの伝統に倣し既存の社会層を代表して語る。ハーバーマスにはキリスト教的なヨーロッパ文明の産出した背景的な合意があるからである。ロールズはアメリカ市民の共有する道徳感覚を土壌としながら中間・平均の位置にある意見を展開する。ロールズの理論には情熱的な担い手が欠けている、とハーバーマスは鋭い批判を投げ掛ける。

こうしたハーバーマスの批判に答えるには、新たな担い手を見いだせそうな、或は生成できそうな原則を提示することが必要となる。

どうすればいいのか。全人類を視野に入れた正義論は可能か。

制化では対応できない。最高裁の権威強化や政治の保守化を内容とする権力の強化を招きかねない。

ハーバーマス理論における最大の困難は理想的な発話状況に伴う討議倫理について規範的な合意が成立する可能性の程度にある。実際にはヨーロッパの境界を越えた領域では受容は無理である。

ロールズの正義論は米国の境界を越えられず、ハーバーマスの理論もヨーロッパの境界を越えられないという限界が発生する。

差し当たっては伝統的な規範受け入れを促す発話行為の合理性を活用することが適切である。必要に応じて明示的な遂行的な発言を活用することである。

さてそもそも規範的な合意は全人類の規模で可能であろうか。

カントの掲げる第二の定言命法だけは、普遍的に全人類に妥当する規範でありうる。完全な対称性を示しているからである。普通の互恵性がある。

能う限り自己に備わる人格の完成を目指せ。(第一命法の変則)

自分自身および他人自身に備わる人格の完成能力を尊重せよ。(第二命法の変則)

第二の定言命法を日常生活に定在させたものが社交の公理である。一般的な対称性の要請も第二の定言命法や社交の公理を討議の場に適用することでそこから引き出すことが可能である。社交の公理に依拠する議論であれば、規範的な合意に到達しやすいことがここから判明する。自由の拡大を図る際には、基本的な自由の間に優先順位を決定することが必要となる。社交の公理に基づく議論が望まれる。これは今後の課題である。

ロールズ正義論の論理構造を再考し、その内在的な限界を克服する試みに取り掛かろう。

9. ロールズ正義論の論理構造について

社会契約説と功利主義説とが有する理論性格を比較対照する。

功利主義の論理構造。有益なものを最大化する企てになる。

効用計算の単一性と合理性基準の会計的性質に特質が認められる。

共感能力を備えた公平な観察者 *impartial sympathetic spectator* の見地に立って、全世界の人々の味わう満足度の合計を計算することになる。その上で効用の最大化を義務として提示する理論の形を取る。この立場では「正しい決定」は効率的な管理や経営の問題と見なされる。全社会を効率的に経営するという

発想に立つ。

これに対して社会契約説では、当事者の見地に立って、一回限りの選択を行う。選択の対象は基本財であり基本的な権利である。従って社会契約説は権利中心の理論となる。原初状態では全員一致という決議の方式の力により、当事者である個々人の多様性と独自性に真剣な考慮が払われることになる。

カントやロールズのいう原初契約の論理的な位置づけ。社会契約の架空性に特質がある。完結した正しい手続きを規定するための設定であり、架空の状態でしかあり得ない。無知のヴェールはその極限の事態である。この場合、結果を独自に審査する別の基準は一切存在しない。結果の正しさを完結した形で示すことのできる理論として構成されている。原初状態の仮説の持つ論理性格について。架空の原初契約は決定の正当化に根拠を提供する。既存の政治権力を前提した上で、政治的な決定を正当化する原理を提供する理論である。

ホッブスやロックやルソーの唱える社会契約説とは論理構造に見逃しがたい違いがある。ホッブスやルソーの唱える社会契約説は自然状態の仮説から出発する。

自然状態の仮説は人間観察に由来する人間の本性に基づき設定されていて、歴史的な事実ではないものの実現可能な状態である。自然状態は実在する政治権力を捨象した状態として設定されている。こうした政治理論としての社会契約説は政治社会の構成原理を示すものである。

自然状態の仮説の持つ論理性格について。自然権の擁護と国家状態への移行の論理である。実在する政治権力の存在理由を解明する理論である。政治社会の構成原理を提供する理論であり、存在理由が失われれば、政治権力の解体が視野に登場する。政治社会の創設を導き、また政治革命を促し正当化する理論となる。

社会契約説の持つ構成原理としての側面を回復させるにはどうすればいいのか。全人類の規模で正義の理論を再編すればいい。国際社会はなお基本的には

自然状態にあると言わざるを得ない。国際連盟から国際連合への発展は、国際社会が今正に自然状態から国家状態への長期にわたる移行の時代にあることを示している。従って原初状態の仮説は、国際社会に適用すれば、自然状態から国家状態への移行の論理を提供する理論となる。世界国家はいまだに成立してはいないので、この移行の論理は世界国家の存在理由を解明する理論にはならず、将来建設すべき世界国家の構想を提示する理論となる。

具体的には国際連合の改革構想に方針を提供し、更には国際連合の改革が頓挫する場合には、国際連合に代わる新しい国際組織である国際倶楽部 Club of Nations の設計図を提供する理論となる。

Rawls の理論は米国流の社会をモデルに据えた正義の特殊理論である。そこで全世界を一つの政治社会とみなして Rawls, John の原則の適用を図れば、どうなるか。正義の一般理論を探ることにしよう。

地球憲法制定会議 Convention C を仮想してそこにおいて国際秩序の構想を選択することが必要になる。しかるに、地球社会という同一の言葉を使う単一の社会はいまだ存在するに至っていない。そこで、まず会議の原則を選択する予備会議を開催し、地球憲法制定会議の開催に備える必要が生じて来る。現実的な発話状況における会議の理論とそれに基づく共通語選択の理論がなくては必要となる。

10. 現実的な発話状況の理論

言明解説型の発話行為を介して議論枠組みへのコミットメントが発生する。議論の枠組みが制度枠を提供する。

第二の定言命法と社交の公理から一般的な対称性の要請が引き出される。

一般的な対称性の要請から、対等な発言の自由と発言機会の平等が導かれる。自由と平等を対等な形で保証するには、限られた資源としての時間の配分原則と発言効率の原則が不可欠である。

ここから導出される会議の原則は次の三つである。

1. 発言の自由と関連性の原則 principle of relevance
2. 発言機会の平等と発言順序の原則 principle of turn taking
3. 効率的な意思疎通の原則 principle of communicative efficiency

それぞれの原則について説明を加えて置く。まず発言の自由と関連性の原則であるが、会議では一切の発言は自由である。発言への制約は次のものだけである。すなわち、議題や話題に関連性の無い発言は慎むべきである。次に発言機会の平等と発言順序の原則であるが、発言は順序良く順番に行う。他人が発言している時には、野次や掛け声を除く、一切の発言は禁止される。発言時間は、他の発言に機会を保証するために、必要最小限とする。持ち時間を定め、後で残りの時間を使って再び発言するという手順をとるのが良い。

さて三番目は効率的な意思疎通の原則であるが、これは会議の円滑な運営に備え、共通語を採用するものである。既存の共通語を持つ集団であれば、特に必要な場合を除き会議の席では共通語以外の言語は使用しないという形を取る。

さて共通語の採用は自らの発言を効果的に他人に伝えたいが故に、共通語の習得に多大な労苦を払うことを惜しまない人々の為のものでもある。共通語の選択に先行して共通語学習の義務を予め受け入れることが必要である。共通語の候補とその選択は次の様に行われる。

1. 人工言語か自然言語か
2. 自然言語のうち、一言語か二言語か多言語か
 - イ 英米語のみ
 - ロ 英米語と日本語
 - ハ 英米語とフランス語（ないしドイツ語）

ニ 英米語とロシア語（ないし中国語）

ホ 国連公用語

ヘ 籤引きで当たった言語

3. 通訳を介すか通訳無しか

共通語を学習する負担を出来るだけ平均するために、2-ロを採用する。

人工言語では発話行為が発達していないため、議論の枠組みが確保されないからである。言明解説型の発話行為を介して議論の枠組みへのコミットメントが奨励され、議論に枠組みが提供されるし、また本論の結論へのコミットメントも確保されることになるからである。

自然言語のうちどの組み合わせが採用されるのか。

2-イは英米語あるいは同系語の自然習得者の負担が著しく軽く、逆に、別系語の自然習得者に過大な負担を負わせるので、平等原則に反することになるから採用しない。2-ハも同様である。2-ニは採用しない。英米語を第一の共通語として採用する場合には、第二の共通語は英米語とは距離のある独自の言葉であることが望ましいが、その点で日本語の方が、ロシア語や中国語よりも遥かに英米語とは異なった文法構造を備えた独自性の強い言語であるからである。英米語と日本語が二つの共通語であれば、他の言語の自然習得者にとって学習の負担がほぼ均等になるからである。2-ホは会議への参加者を欧州に多い多語習得者に限定することになるので、これも採用しない。2-ヘは籤で当たった言語をいちいち学習しては間に合わない。3は繁雑であるし、通訳に時間がかかり、また誤解が発生しやすくなるため、効率的な意思疎通の原則に反するので、除外する。

また、多言語の学習は、一部の多語使用者ばかりに有利で、通常人⁽¹⁰⁾には負担が多すぎるので、採用しない。

英米語と日本語の差異は大きいので、この二語の学習に必要な労苦は、それ

(10) 将来は英米語と日本語とアラビア語の三言語を採用することが望ましい。

ぞれの自然習得者でない全ての人々にほぼ平均になる。この二語は相補的でもある。英米語ないし日本語の自然習得者の労苦はほぼ半分になるので、代償として、英語国と日語国が共通語学習の機会を整備して、その費用を負担すべきである。⁽¹¹⁾

11. 正義の一般理論（地球規模の正義論）

Rawls の理論は米国流の社会をモデルに据えた正義の特殊理論である。そこで全世界を一つの政治社会とみなして Rawls, John の原則の適用を図れば、どうなるか。正義の一般理論を探ることにしよう。

地球憲法制定会議 Convention C を仮想してそこににおいて国際秩序の構想を選択することが必要になる。しかるに、地球社会という同一の言葉を使う単一の社会はいまだ存在するに至ってはいない。そこで、まず会議の原則を選択する予備会議を開催し、地球憲法制定会議の開催に備える必要が生じて来る。

会議の原則をどう選択するか。予備会議である Original Session を開く。目隠しである無知のヴェイルの水準は、予備会議への参加者は、自ら所属する集団について何の知識も持たない、出身地域も出身階層も一切知らないという想定に立つ。これは、参加者には、その国籍・民族ばかりでなく、その自然習得語も分からないことを意味する。しかしこれでは会議は成り立たない。そこで参加者に代言人を立て、代言人が議論を行ない、会議の原則を選択することにする。代言人は英米語か日本語ないしその他の主要言語を話せ、かつ Rawls の理論に一通り通じていけばいい。代言人における無知のヴェイルの水準は依頼者が誰か分からない。会議の成員の名簿はあっても、そのうちの誰が自分の依

(11) 蓮沼 啓介「東海アジアの挑戦」あうろーら第二号、1996冬。

同「日本語は特殊な言語か」神戸法学年報10号、1994。

社交の公理については、次を参照されたい。

蓮沼 啓介「発話行為論の現段階」および「Grie 再考」日本語教育連絡会議発表論文集16および17（2004および2005。）

頼者であるか分からないという仕掛けに設定する。つまり依頼者は自分の所属集団が分からぬままに代言人を選択するのであるし、代言人は誰が依頼者であるかを弁えぬままに、依頼者の所属する集団の利益を擁護する論陣を張るわけである。

予備会議ではまず第二の定言命法が人間社会の構成原理として採択される。人間社会の構成原理は人類社会の構成原理と呼ぶこともできる。地球社会の構成原理とも言える。任意の二人についてはほぼ完全な互恵性を有しているからである。(人格形成能力の保有は前提される)。

続いて会議の原則が採用される

ここで選択される会議の原則は次の三つである。

1. 発言の自由と関連性の原則 principle of relevance
2. 発言機会の平等と発言順序の原則 principle of turn taking
3. 効率的な意思疎通の原則 principle of communicative efficiency

それぞれの原則について説明を繰り返して置く。まず発言の自由と関連性の原則であるが、会議では一切の発言は自由である。発言への制約は次のものだけである。すなわち、議題や話題に関連性の無い発言は慎むべきである。次に発言機会の平等と発言順序の原則であるが、発言は順序良く順番に行く。他人が発言している時には、野次や掛け声を除く、一切の発言は禁止される。発言時間は、他の発言に機会を保証するために、必要最小限とする。持ち時間を定め、後で残りの時間を使って再び発言するという手順をとるのが良い。

さて三番目は効率的な意思疎通の原則であるが、これは会議の円滑な運営に備え、共通語を採用するものである。先に論じた様に英米語と日本語が共通語として採用される。

次に地球憲法制定会議では何が議論されるのか。

まず、再びここでも又第二の定言命法の受け入れが確認される。

その上で正義の原則として Rawls の原則が選択される。

誰もが、差別される少数者の集団の一員として、自分を発見することを考えに入れると、他の原則は、そうした場合に生じる絶望的な不利益を永続させるだけで、解決策を何ら提示しない魅力に乏しいものであるからである。底辺人の観点が採用される理由は次の通りである。

第二の定言命法を受け入れた上で、その実現を可能にする仮想の憲法制定会議を開催すれば、ロールズの原則が採用されると考えられる。少数の固定した底辺層の残存する社会では、人格の尊重が困難になる。多数者による少数者の生活様式の無視や蔑視と、少数者による不平不満や絶望や憎悪がぶつかり合って、交互に人格の尊重を妨げるからである。平均人であっても、第二の定言命法を受け入れる限り、底辺人の立場に立って原則を選択することになる。底辺人の立場から見ればロールズの原則は合理的な選択である。ロールズの原則は、実は第二の定言命法にその根拠と出自を仰ぐ原則である。ロールズの持つ道徳的な直観はカントが第二の定言命法において表明した道徳的な直観を繰り返し更に綿密に展開したもののなのである。

いま Rawlsの原則を Principle R 略して原則 R と呼ぶことにすれば、次の三種類の秩序構想のうち原則 R に合致するものはどれかが、議論の主題である。

- A. Nation States System 或は 国民国家の連合体
- B. One Global Society 或は 単一地球社会
- C. Regional Bloc System 或は 広域ブロックの共存

選択のやり方として、三人の法律家が、ある集団の代表の代言人として、それぞれの秩序構想が自分の依頼者の利益に最も良く適うことを力説する。原則 R に適った国際秩序にするには、財産や所得、地位や権限、自由や権利を得る機会を全世界の人々に対して、均等に提供しなければならない。万人が対等である世界というヴィジョンに一番近い秩序の構想はそれではどれであろうか。A. B. C. の違いは労働力の自由移動が可能な範囲の違いに対応していることにまず注意を向けて置こう。

法律家 a はこう主張する。A が現実的である。現行の国際連合を改革すればいい。B や C は理想を好む青年や世間知らずの学者の論に過ぎない。この場合、落差原理はこうなる。「最も恵まれていない国への支援になる施策を採れ」

法律家 b はこう主張する。B が理想的である。ボーダーレスの時代に国民国家の国境に固守するのは時代遅れである。人類はひとつである。この場合、落差原理はこうなる。「最も恵まれていない地域や階層や集団への集中的な支援になる施策を採れ」。

法律家 c はこう主張する。C だけが合格である。A は失格。なぜなら Nation States は今や多種多様に過ぎ、繁雑であって、原則 R の適用になじまないからである。B は現実的ではない。殺到する移民受け入れの負担に先進国は耐えられないからである。この場合、落差原理はこうなる。「まず最も恵まれていないブロックの中の最も恵まれていない国・地域における最も恵まれていない階層・集団への支援になる施策を採れ」「次に、自分のブロックの中の最も恵まれていない国・地域における最も恵まれていない階層・集団への支援になる施策を採れ」「最後に、自国内の最も恵まれていない地域・集団・階層への支援となる施策を採れ」

基本的自由の享受や有利な就職の機会を求めて、国境を越えようとする無数の人々に、最大の基本的自由と就職機会を保証できる国際秩序の構想は C である。

但し、原則の歴史的実現には、更に、歴史的な制約に基づく、次の修正が必要である。

Reverse Application Rule

Under historical constraints the principles are to be applied in reverse order .

例えば、こうなる。

The difference principle is temporally prior to the fair opportunity.

優先順位の高い原則ほど、人々にとって大切な基本的な財貨を保証するものであるが、歴史的な条件の中では実現が難しいものでもある。従って、原則を実行に移す時点は、それぞれの政治社会によって異なり、歴史的に実現が容易な原則から実行に移すことが、適切であるという結論になる。それぞれの政治社会は、自らが、正義の原則を完全実施すべき時点を選択して、計画的にその実現に向かって進むべきである。まず生産の効率を上げ、次に落差の原理を実行し、更に職業選択の自由と就職機会の均等の原則を実現して、最後の最後に、最大の目標である、基本的な自由の最大限の保証を実現するのが、適切な発展段階を踏んだ、正義の原則の実現順序である。そうした順序は、広域ブロックによっても異なるであろうし、広域ブロックに所属する国や地域によってもまた異なることも十分に有り得るはずである。勿論、一度実行した原則については、本来の優先順位を定めるルールが適用されることになるのは、言うまでもない。

広域ブロック案としては、ヨーロッパ合衆国・北米合衆国・旧ソ連邦・革命中国・東海アジア・南アジア・イスラーム世界・南部アフリカ・ラテン・アメリカの九地区が、ひとまず挙げられる。この原案に沿って、各国・地域がその希望を述べて所属先を選択することになるわけである。この場合、若干の境界領域と独立域を設けることが円滑な決定を導く潤滑油となる。その実例としては、身近な地域に例を求めると、台湾、香港は境界領域の例になりそうであるし、独立域の例としては、朝鮮半島が挙げられそうである。

なお、国際連合の改革論議が進行中であるが、かつての大英帝国の栄光を担うイギリスは別格として、安全保障理事会の常任理事国は、この広域ブロック

からそれぞれ一国を選ぶことが適切である。新たな常任理事国は拒否権を持たない（ないしは拒否権を持つが行使はしないと宣言する）ことにし、ドイツとフランスについては共同で拒否権を行使できる、いわば拒否権を半分だけ持つ常任理事国とするのが良さそうである。

広域ブロックによっては持ち回りというやり方も考えられよう。

古典古代の模倣にも似た西洋近代の模倣という歴史的な方針を福沢諭吉に続いてここで提示したい。ロールズの原則は近代西洋が達成した道徳的な直観を定式に纏めたものである。人類社会に応用すれば近代西洋の模倣を意味する事となる。この歴史的な方針に従えば、それぞれの地域の新興の知識階級が正義の担い手として登場することが予測できる。正義の理論が普及すればするほど、その担い手の登場を促すことになる。担い手の層が厚くなればなるほど、理論が実現に向かいやすくなる。かくて理論が実現されればされるほど、その担い手の層が厚くなる、という好循環が発生する見込みが高まる筈である。日本社会としては、簡単明瞭な原則により、東海アジアという正義の理論の担い手となる地域を指定して、日本がその先頭に立つ様に呼びかけたい。

社交の公理を媒介にすれば、合意の範囲は著しく拡大する見込みが高い。

英米語と日本語の双方を使いこなす官僚たちにCの原則の実現を託し、その実行を応援し監視する。これが正義の要請に答える正式の解答である。

12. 正義はどう実現するのか。

最後に正義はどのように実現するのかを再考して置こう。

日常生活の場において、正義を担うのは誰と誰か。

正義の要求と自己利益の追求が合致している場合には、個人は自己利益の追求を通して正義の担い手になることが普通である。自由の優先が正義の理論の出発点とされるのはこうした理由からである。本人の自由な判断による自己利益の追求が、結果として、序列や順番を守ることに繋がることも多い。ただ

し、自由の優先は無制約では有り得ない。盗み合う自由とか殺し合う自由とかが正義をもたらすことなど考えられないからである。

自由の自己制約を実現するには、矯正や調整の必要な場合もある。矯正には強制による威嚇が必要不可欠となる。調整には知恵と権限が必要なことが多い。専門家としての官僚や法律家の意義や存在理由はここにある。自発的な市民の自由な行動に任せるだけでは、矯正や調整は、その役割を十分には果たせないからである。専門の法律家団体は正義の職業的な担い手であるが、矯正や調整の形式的な権限は、明瞭な指標により特定できる権限の担い手に委ねる必要が生じる。しかも、形式的な権限の担い手の集団は、通常、権限の構造連関からなる官僚制を形成することになる。

となると、次の問題が発生する。すなわち、官僚制による正義の実現は果たして可能か、という問題である。官僚制は本来支配のシステムである。

支配と了解との関連については Habermas の社会理論がヒントになる。目的指向的行為と了解指向的行為とは対照をなすが、社会活動の分野により、どちらが優勢か分かれる。生活世界と合理的なシステムとの対立抗争が発生し、やがて生活世界に基本を置く対抗システムが成長する。

ところが、権力を掌握すると対抗システムは支配のシステムへと発展する。この傾向をどう抑制したら好いのか。これが問題である。

支配の効率を正義の要請に優先させようとする官僚制に不可避の傾向に抗して、市民の選択した正義の理論の説くところを実現するには、いかにして正義に関する了解を官僚制の内部に浸透させるか、了解に立つ調整はいかに可能か、が切迫した時代の要請となる。

ここで日常空間の効用を見直して置こう。権限の担い手である官僚たちであっても、日常空間の中では、一人の市民である。こうした市民としての生活に戻る日常空間にあっては、了解の形成は比較的容易である。日本において官僚制の息抜きにしばしば利用される無礼講は、不満や鬱憤を一時的に解消するいわゆるガス抜きにも使われるが、無礼講の場は、了解の形成や維持強化にも適した両義的な空間である。

また使用言語が英米語であるか日本語であるかによって、支配と了解への傾斜に差異が生じやすい。命令形が動詞の原型である英米語は、支配に向いた言語である。これに対して、連用形が動詞の原型である日本語は、段取りに沿った了解に向いた言語である。また共通了解や共通認識の形成を図る特別の語法が発達している日本語は、調整に向いた言語である。屋台の飲み屋で一杯飲みながら、自分の胸の内を相手に伝え、互いの腹の中を探り合う。これが赤提灯の効用である。了解に傾斜した日本語は、取り分けて調整のために適した言語なのである。

日本語は行政への働きかけには向いているものの、裁判への適用には不足がある。鎖国の時代が長く、判定宣告型の発話行為の発達が未熟であるという難点を抱えているからである。和語動詞の範囲に於ける発話動詞の分類を見ればこの点が明白になる。⁽¹²⁾

この欠点を直すには、時間を掛けて、漢語＋スル動詞の形をした判定宣告型の発話動詞の開発を進めることが要となる。

正義の理論の教えるところを権限の担い手である専門家集団にいかに関滑に伝えるか。ここに法哲学の第一の課題があり、問題もある。

この問いかけに対する私なりの解答は次の通りである。すなわち、英米語と日本語の双方を使いこなす正義の理論の担い手を育成し、その中から官僚制の担い手を輩出すればいい。あるいは、正義の理論の担い手と官僚制の担い手との間に公式なまた非公式な対話と談論が生じるような社交や学術の機会を提供すればいい。

こうすれば先発の英米語の発話動詞の用法を翻訳を媒介としながら、徐々に漢語＋スル動詞の開発を押し進めることが円滑になるという見通しに立つこと

(12) 連沼 啓介「現代の法哲学」プリント版を参照されたい。

(13) 日本語を国連の公用語にする秘策を掲げて置く。それは紫式部の名に因んだ紫インスティテュートの立ち上げである。全世界を九のブロックに分けて、各ブロックごとに十の支部を設置する。支部には所長を含む三人の事務官と外国語と

ができるからである。差し当たっては日本語を国連の公用語にする様に働きかけることが建設的である。⁽¹³⁾ また禁裏教団を政権から分離独立させることも政教分離⁽¹⁴⁾という近代社会の原則を日本社会に定着させる上で建設的である。

して日本語を教える専門の教師七人を配置し、各支部の周りに立地する相手国の大学の日本語科や東アジア語科などに専門の日本語教師として二年の任期で赴任させる。再任は同じ大学においては一回だけ認めることとする。四年間の勤務の後に赴任先の大学を変えるということである。(なお東海アジアは十五の支部を設けるのが良いし、EU連邦には半分の大きさの支部を三十設けるのがよい)。

相手国の大学や高校においてまた外交部局において更には新聞社やマスコミ関係機関において活躍する、日本語を聞き話しまた読み書きする知日派の人材を長期に亘って育成することが目標である。

既に中国は孔子学院を立ち上げ、韓国も世宗(セジョン)学院を発足させている。自国語を国際社会の通用語とするための競争において日本は決定的に立ち遅れていて、このままでは置いてきぼりを食らう寸前にある。だが今からでも十分に間に合う。日本語の研究の水準は近年とみに高まっていて既に極めて高い水準に達しているからである。

また紫式部学院の立ち上げは日本経済の持病である円高体質を根本から直す唯一の処方箋である。あとは政治的な決断が残されているだけである。

- (14) 禁裏教団の財政基盤について一言。国債の寄付により賄う。禁裏教団への寄付は国債に限っては次の条件を満たせば免税とする。すなわち国に額面の半額で売却するという条件を付す。こうすると国は国債を半額で償還できることになり、国にとっても有利である。また贈与税を免除されるので、禁裏教団にとっても有利である。これにより膨大な額に達している国債残高を徐々に圧縮することができるようになる。禁裏教団に自分の保有している国債を寄付する通常は尊王家である資産家は禁裏教団と国の双方に半額づつ資金を寄付する計算になるわけである。